

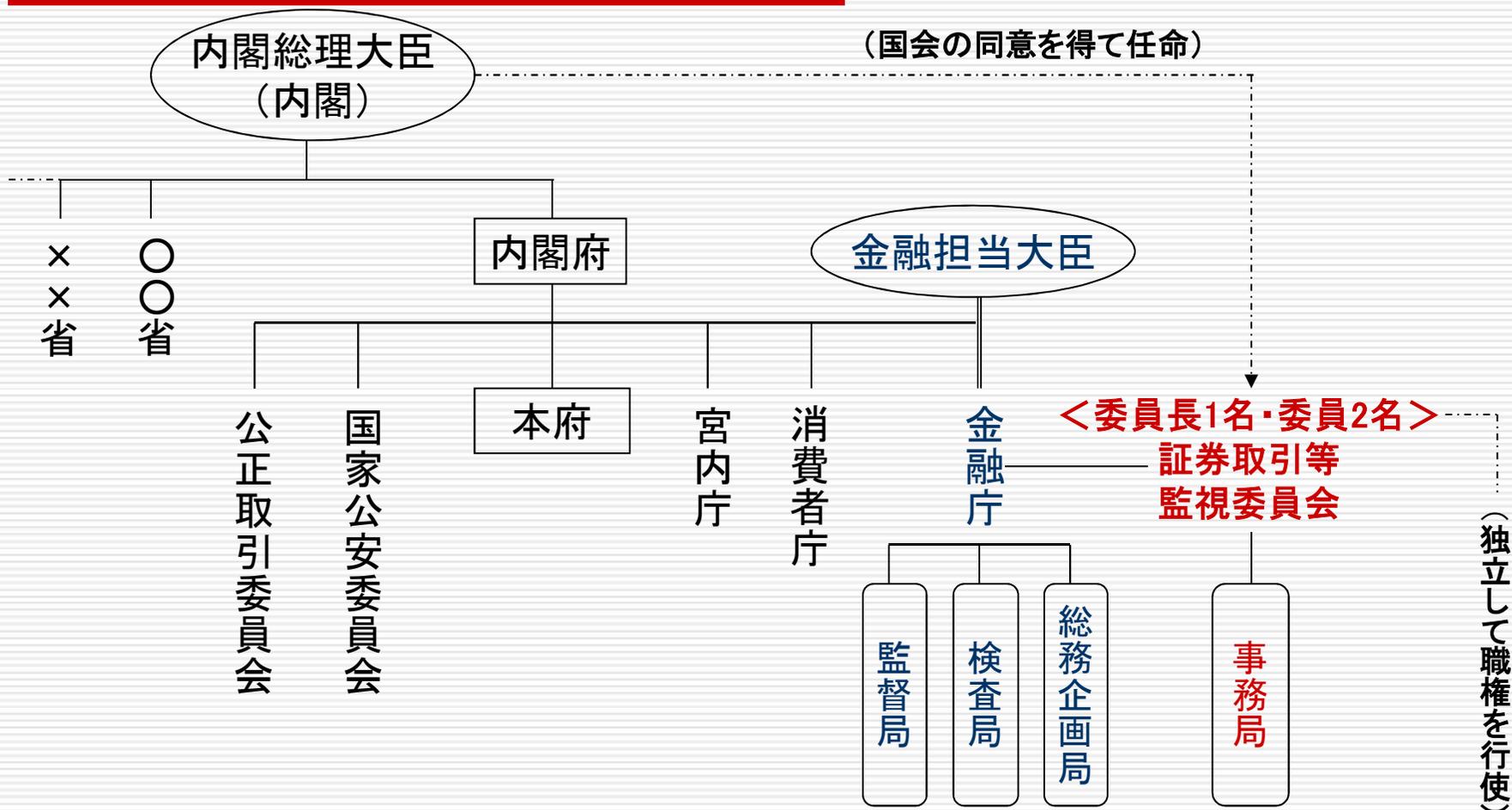
平成24年度検査実施方針及び 最近の検査指摘事例等について

証券取引等監視委員会事務局
証券検査課 特別検査官 山賀 賢二

目次

- 国の行政機構における証券監視委……………P3
- 証券監視委の組織……………P4
- 証券監視委の活動概要……………P5
- 証券検査の枠組み等……………P6
- 検査実施方針等……………P7
- 金融商品取引業者等検査マニュアルの改正……………P12
- 金融商品取引業者等向け監督方針……………P13
- 最近の検査指摘事例(登録金融機関)……………P16
～証券監視委ホームページより登録金融機関対象分を抜粋～

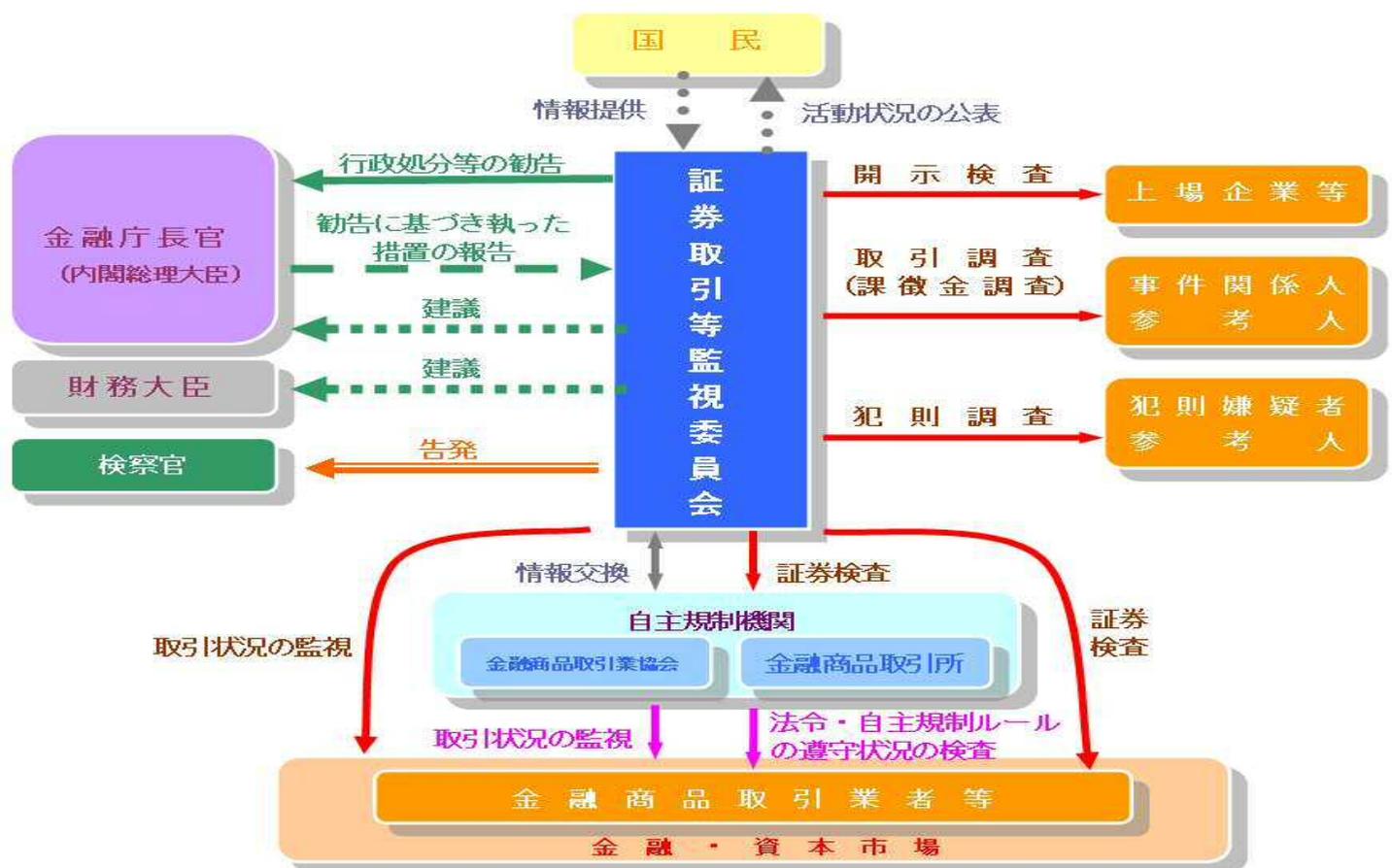
国の行政機構における証券監視委



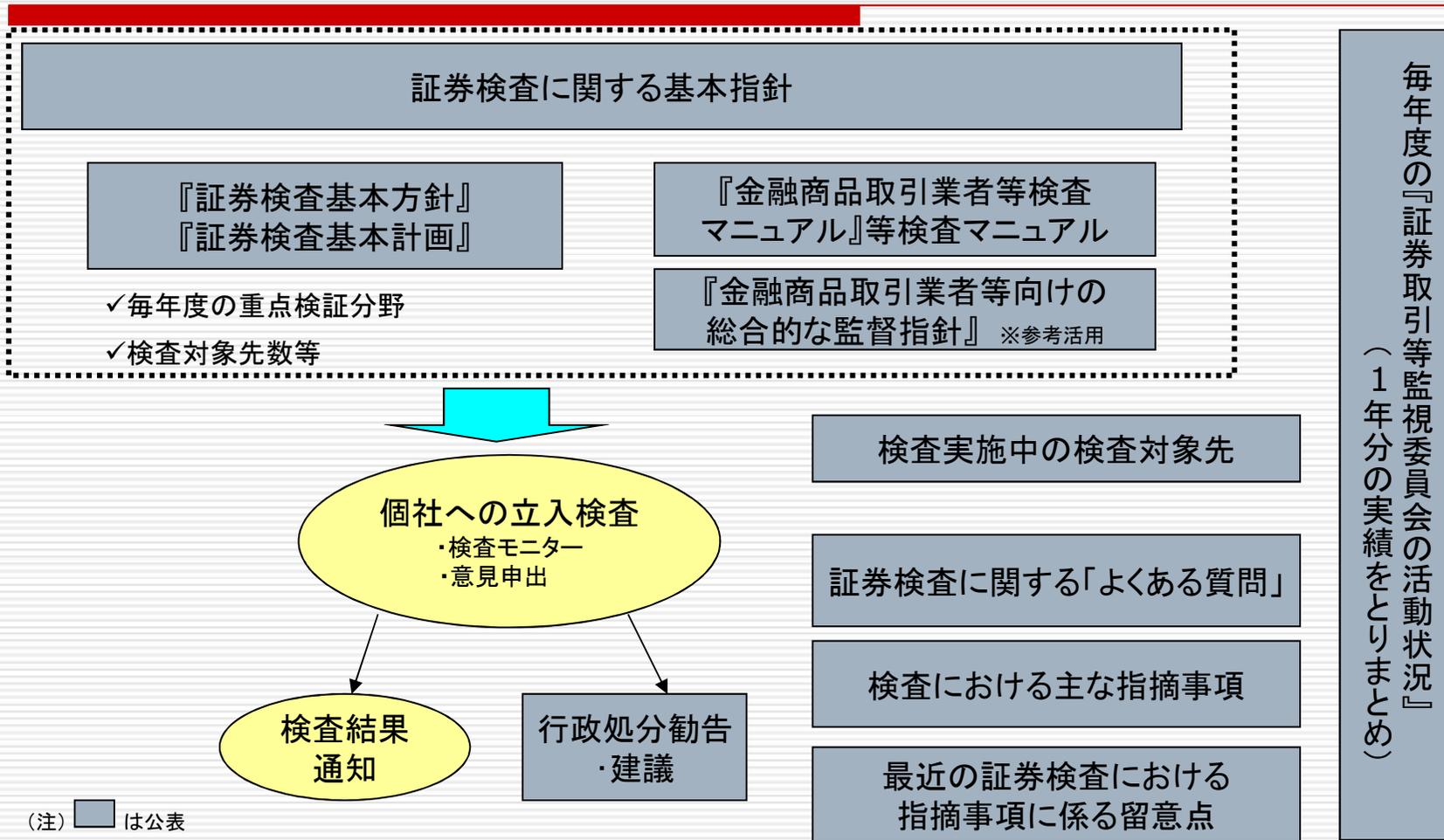
証券監視委の組織



証券監視委の活動概要



証券検査の枠組み等



平成24年度検査基本方針のポイント

(1) 投資一任業者に対する集中的な検査の実施

- ・AIJ問題を踏まえ、金融庁による一斉調査の結果等をふまえて集中的な検査の実施
- ・年金運用ホットラインの開設

(2) その他

- ・法人関係情報の管理態勢や投資信託等の投資勧誘の状況の重点的な検証
- ・金融商品取引業者の財務の健全性等の重点的な検証
- ・適格機関投資家等特例業務届出者に対する証券検査・裁判所への禁止命令等の申立てやそのための調査権限の活用
- ・検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為等に対する厳正な対処

検査実施方針(抄) 1 / 4

■ 重点検証事項

登録金融機関としての市場仲介機能や内部管理態勢等に関して、以下のような点について検証を行う。

(1) 業態その他の特性に着目した検証

イ) 市場の悪用者等の参加を未然に防止するゲートキーパーとしての機能の発揮

○ 反社会的勢力への対応状況

- ・ 情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているか？

○ 本人確認及び疑わしい取引の届出に係る履行状況

- ・ 口座開設時やなりすましの疑いがある場合等において適切に本人確認が行われているか？
- ・ 疑わしい取引の届出を的確に行うための態勢の構築がされているか？

ロ) 不公正な内部者取引の未然防止

○ 法人関係情報の厳格な管理

- ・ 法人関係情報の登録・情報漏洩、内部者及び役職員による売買の審査、営業部署における不適切な利用の防止等の状況について、実効性のある管理態勢が構築されているか？

検査実施方針(抄)2/4

ハ) 投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢の確保

○ 適合性の原則の観点からの検証

- ・ 顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適當な勧誘が行われていないか？
- ・ 顧客の属性に見合った説明責任が果たされているか？

○ 投信販売時等における説明状況

- ・ 投資信託の販売や解約(乗換えを含む)に際し、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料、信託報酬をはじめとする顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明がなされているか？

○ 広告表示の状況

- ・ 投資家が接する機会の多い広告に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか？

○ 苦情処理態勢

- ・ 投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備が適切に行われているか？

検査実施方針(抄) 3/4

(2) 内部管理態勢等に係る検証

イ) 内部管理態勢等の整備状況

○ 内部管理態勢及びリスク管理態勢の検証

- ・ 検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性・実効性はどうか、問題はないか？
- ・ 態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているか？

ロ) システムリスク管理態勢

○ システム管理態勢の適切性・実効性の検証

- ・ 誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性が確保されているか？
- ・ システムリスク管理態勢の整備に関して経営陣が適切に関与しているか？

検査実施方針(抄) 4/4

■ 効率的・効果的で実効性ある検査に向けた取組み

検査実施の優先度の判断や実効性のある検査を実施するため、以下のように対応

(1) 業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断

- 個人投資家を含む多数の投資者等との取引を行い市場の中核的な役割を担う登録金融機関等は、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に検査を実施
 - ・ 具体的な選定にあたっては、監督部局や外部から寄せられる情報等の収集・分析、市場環境の変化、個別業者の市場での位置付け、抱えている問題点等を総合的に勘案し、優先度を判断

(2) 実効性ある検査の実施

- 原則は無予告検査(検査対象先の業務の特性等、総合的に勘案、必要に応じ予告)
- 双方向の対話の充実
 - ・ 検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める
 - ・ 内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す

金商業者等検査マニュアルの改正

○主な改正の概要

- (1) 金融庁公表の「平成23事務年度金商業者等向け監督方針」における投資信託の勧誘・説明態勢の検証事項、及び23年度中の「金商業者等向けの総合的な監督指針」の改正等を踏まえ、投資信託の勧誘・取引実態の把握に関する検証項目を拡充(以下の2項目を拡充)
 - ① 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する可能性があることを、顧客に分かりやすく説明しているか、また、顧客に対して、分配金が預金利息と同様のものであるなどの不適切な説明を行っていないか
 - ② 通貨選択型ファンドについては、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを伴うことから、通貨選択型ファンドへの投資経験が無い顧客への投資勧誘においては、顧客が商品特性・リスク特性について理解できるよう説明し、その上で顧客から、説明内容について理解した旨の確認書を受け入れ、これを保存するなどの措置をとっているか
- (2) 平成23年度中の検査における店頭デリバティブ取引等の勧誘時の説明状況に関する検証結果を踏まえ、より具体的な検証項目を追加、記載整理

ほかに関し、パブリックコメントを経て一部改正を実施(平成24年8月17日)

○ 改正後のマニュアルについては、平成24年9月1日以降、検査に活用

金商業者等向け監督方針(投資信託の販売態勢等) 1/3

- 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」では、監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度毎に監督方針を策定・公表することとしている。
- 平成24年度の監督方針(平成24年8月28日公表)では、①市場仲介機能の適切な発揮、②質の高いリスク管理の促進、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野と捉えた上で、顧客保護について、投資信託等に関するきめ細かな対応を図る旨等を明記。



～販売態勢等(抜粋)～

- (1) 投資信託、仕組債及びデリバティブ等のリスク性商品(為替デリバティブ商品を含む)の販売において、不招請勧誘規制の法令遵守状況を含め、それぞれの顧客の立場に配慮した勧誘・説明態勢となっているかについて、重点的に検証する。特に、
- ① 開発・勧誘・販売する商品のリスク所在、複雑性や特性に応じて、販売が適当な対象顧客を分類するなど、適切な販売のための事前検討を行うとともに、販売後であっても、顧客からの苦情や、リスク変動の状況等を踏まえて、販売対象の顧客の分類を変更するなど、適時適切に販売戦略の再検討がなされているか、
 - ② 顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等を適時適切に把握するために、顧客の投資目的・意向を十分に確認した上で顧客カード等を作成し、金融機関と顧客双方で共有しているか、

金商業者等向け監督方針(投資信託の販売態勢等)2/3

- ③ リスクの所在や特性等に関し、顧客が的確な判断を行いうるよう、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的等に照らして、それぞれの顧客にとって適切でわかりやすい資料を提供するなど、適切かつ柔軟な説明を行っているか(特に、損益や販売・勧誘に当たっての手数料等、顧客の投資判断に影響を及ぼす事項について適切な説明を行っているか)、
 - ④ 顧客が説明内容を理解したかどうかを確認するチェックシートを必要に応じ作成・徴求しているか、
 - ⑤ 注意喚起文書を配布しているか、
 - ⑥ 営業部員や役職員の給与・賞与体系が短期的な収益獲得に過度に連動した成果主義に偏重していないか、
 - ⑦ 手数料収益の獲得に傾注した営業体制や商品構成になっていないか、等について、重点的に検証する。
- (2) とりわけ、
- ① 海外の株式・債券を対象としたファンドや通貨選択型ファンド、毎月分配型ファンドなどの投資信託の販売に当たって、各々の商品特性・リスク特性に応じた適切な説明が行われているか、
 - ② 特に、元本の安全性を重視するとしている顧客に対して、通貨選択型ファンドなどのリスクの高い商品を販売する場合には管理職による承認制とするなどの慎重な販売管理を行っているか、

金商業者等向け監督方針(投資信託の販売態勢等)3/3

- ③ 投資信託の販売や解約に際し、損益や販売・解約に当たっての手数料、信託報酬をはじめとする費用、元本払戻しに分配金の一部又は全部が相当する場合があること等、顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について適切な説明が行われているか、特に、投資信託の乗換えにあたっては、これらの説明を丁寧に行い、顧客にとって不必要な乗換えとならないよう留意しているか、
- ④ これらの投資信託の販売・勧誘等における説明において、例えば、リスク、手数料や分配金の特性等についてわかりやすく記載した資料(交付目論見書等)を作成し投資者に提供するなど、顧客目線に立った取組みが行われているか、
- ⑤ 特に通貨選択型ファンドへの投資経験のない顧客との契約締結時に、当該顧客から商品特性・リスク特性を理解した旨の確認書を受け入れ、これを保存しているか、
- ⑥ 市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生が、投資信託の基準価額に重大な影響を与えかねない場合に、顧客に対して適時適切な情報提供に努めるなど、顧客の投資判断をきめ細かくサポートしているか、等について重点的に検証する。

最近の検査指摘事例(登録金融機関)

- 事例1 損失補てんを申し込む行為
- 事例2 店頭デリバティブ取引に係る説明等の不備①
- 事例3 店頭デリバティブ取引に係る説明等の不備②
- 事例4 投資信託の乗換勧誘の際に重要な事項について説明を行っていない状況
- 事例5 顧客の計算に属する金銭について分別管理を行っていない状況
- 事例6 個人データに係る管理態勢の不備
- 事例7 優越的地位の濫用による投資信託販売の防止措置が適切に講じられていないと認められる状況
- 事例8 事故等の該当性を検証する態勢が整備されていない状況

事例1 損失補てんを申し込む行為

【指摘事項】

当社A支店長は、当社が販売した仕組債に多額の評価損が発生した顧客の親族から、仕組債の勧誘に問題があったと指摘され、販売した責任などとして、仕組債の解約後の資金を定期預金にした場合の金利上乘せを検討して欲しいなどの要求に応じ、金利優遇の提示を行った。

当社のコンプライアンス室等は、A支店長から仕組債の損失の発生に端を発して金利優遇を求められた旨の報告・相談を受けていたにもかかわらず、その事実調査や適法性、妥当性の検討、指導を行わなかった。

【関係条文等】

金商法第39条第1項第2号

事例2 店頭デリバティブ取引に係る説明等の不備①

【指摘事項】

平成23年4月の日本証券業協会や金融先物取引業協会の自主規制規則の改正により、店頭デリバティブ取引等の契約締結時の顧客に対する想定最大損失額等の説明及び確認書の徴求が必要とされたが、当社においては店頭デリバティブ取引について、同スキームの取引経験が1回以上あるなど一定の顧客が6か月以内に同一商品を同スキームにて取り組む場合、顧客に対する説明や確認書の徴求が省略可能とされていたことから、多くの店頭デリバティブ取引について、顧客に対する想定最大損失額等の説明及び確認書の徴求が行われていなかった。

事例3 店頭デリバティブ取引に係る説明等の不備②

【指摘事項】

当社が通貨オプション取引等の店頭デリバティブ取引契約を締結しようとする際に顧客へ交付する契約締結前交付書面の内容について検証したところ、以下のとおり問題が認められた。

イ. 当社では、通貨オプション取引及びクーポンスワップ取引に係る金融指標等の水準等に関する最悪のシナリオを想定した中途解約清算金の試算において、直物為替のストレスシナリオについては、策定日以前の過去10年間の最円高である1ドル＝84.81円としていたが、策定日に1ドル＝91.90円であった為替レートは、その後の急速な円高の進行により、ストレスシナリオを超える為替水準となっていたにもかかわらず、検査基準日現在(1ドル＝76円台)に至るまで見直されておらず、当社の中途解約清算金額が適切に試算されているものとは認められない。

ロ. 当社では、決済額増加型の通貨オプション取引(あらかじめ定められた行使価格より円高となった場合に顧客の受渡日における外貨購入額が増加するもの)に係る金融指標等の水準等に関する最悪のシナリオを想定した最大損失額の試算において、外貨購入額が増加した場合に必要な円資金の支払額等を想定最大損失額とし、資金繰りの面から顧客へ提示していたが、当該提示では不十分であり、通貨オプション取引を行ったことにより最大どの程度の損失を被るかという観点から試算した想定最大損失額を顧客に提示する必要があるものと認められる。

事例4 投資信託の乗換勧誘の際に重要な事項について 説明を行っていない状況

【指摘事項】

当社においては、投資信託の乗換勧誘を行うに際し、営業員が売却銘柄に係る概算損益について説明していない事例が多部店にわたり多数認められた。

また、コンプライアンス部門等は、そのような不適切な乗換勧誘が行われている状況を看過しているなど、当社において、投資信託の乗換勧誘について十分な牽制機能が果たされているとは認められなかった。

【関係条文等】

金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第9号

事例5 顧客の計算に属する金銭について分別管理を行っていない状況

【指摘事項】

当社は、投資信託の分配金等について、「預金」ではなく「その他負債」としての管理やオンバランスでの処理を行っているところ、顧客分別金として自己の固有財産と分別して管理せず、信託銀行等に信託していない状況が認められた。

【関係条文等】

金商法第43条の2第2項

事例6 個人データに係る管理態勢の不備

【指摘事項】

当社においては、個人情報の管理に係る担当部署が個人データ管理台帳の定期的な見直しを行っていなかったことなどから、投資信託販売業務に係る顧客カード等、個人情報を記載した帳票のすべてが個人データ管理台帳に登録されていない状況が認められた。

さらに、当社では、個人データ管理台帳に係る取扱規程等を定めていなかったことから、本部各部及び各営業店では、個人データ管理台帳を整備するといった認識がないなど、当社の個人データに係る管理態勢には不備が認められた。

事例7 優越的地位の濫用による投資信託販売の防止措置が適切に講じられていないと認められる状況

【指摘事項】

- ① 当社は、インターネットを利用した投資信託の買付けや解約については、営業員が優越的地位を濫用するおそれがないとして、コンプライアンス部門への事前協議の対象外としていたことから、顧客が社内ルールで禁止されている融資金による投資信託の買付けを行うに際し、事前協議を行った場合には買付けが承認されないと判断した上司の指示により、営業員が顧客に対し、インターネット取引による投資信託の買付けを依頼し、買付けに至っている事例が認められた。
- ② 当社においては、投資信託を販売する場合、対面取引を行う与信先法人及びその代表者、又は与信先個人事業主のみを、優先的地位の濫用の観点からの事前協議を行う必要がある顧客としていることから、営業員は、融資交渉の主たる窓口となっている代表者の親族に対し、同法人に対する融資協議中であることを認識していながら、優越的地位濫用の観点からの検証を行うことなく投資信託を販売している事例が認められた。

事例8 事故等の該当性を検証する態勢が整備されていない状況

【指摘事例】

当社における投資信託販売業務に関し、投資信託の申込書に記載された注文受付時間から判断すると当日中の注文執行が可能であったと考えられるにもかかわらず、翌営業日以降の発注扱いとなっているものが散見された。

しかしながら、当社においては、当該理由を疎明できる記録が全くなく、発注の適正性が検証できない状況となっているととも、当社の過失等によるものかどうかの確認など、金商法第39条第3項に基づく金商業等府令第118条に規定する事故や法令違反行為の該当性について、検討を全く行っておらず、実際に顧客に損失を及ぼしているものも認められた。

(参考)

「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」

(http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/shiteki_ryuui23.pdf)

「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」

(<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/shiteki23.pdf>)

ご清聴ありがとうございました

情報提供は

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

tel: 03-3581-9909

年金運用ホットラインは

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

tel: 03-3506-6627

公益通報の通報・相談は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

tel: 03-3581-9854